



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） 7

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 10
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 12
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） 12
- 新石垣空港課設置規程及び沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程を廃止する訓令（行政改革推進課） 12

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第27号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に、「第15款 水産業改良普及センター（第205条—第208条）」を「第15款 削除」に、「第2款 工業技術センター（第211条・第212条）」を「第2款 工業技術センター（第211条・第212条）」に改める。
 第2款の2 工芸振興センター（第212条の2・第212条の3）に改める。

第13条第1項に次の1号を加える。

(3) 国内外の交流に関する事項

第13条第8項第2号中「及び国内外の交流」を削る。

第13条の2の見出し中「課及び班」を「課、班及びセンター」に改め、同条中「掲げる班」の次に「又はセンター」を加え、同条の表中「班名」を「班等名」に、

「

広報課	広報班 広聴班
-----	---------

」を

「

広報課	広報班 広聴班
交流推進課	旅券センター

」に改

める。

第13条の7を第13条の8とする。

第13条の6中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加え、同条を第13条の7とする。

(6) 危機管理に関する調査研究及び分析評価に関すること。

第13条の5を第13条の6とし、第13条の4の次に次の1条を加える。

(交流推進課の事務)

第13条の5 交流推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流・協力及び国内交流に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 国際交流・協力及び国内交流に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。
- (4) 外国青年招致事業に関すること。
- (5) 海外からの留学生、研修員等の受入れに関すること。
- (6) 海外移住者及び海外県人会に関すること。
- (7) 国際ネットワーク事業に関すること。
- (8) 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に関すること。
- (9) 国際交流・協力団体に関すること。
- (10) 一般旅券の発給に関すること。
- (11) 友愛運動等の推進に関すること。
- (12) 国内県人会に関すること。
- (13) その他国際交流・協力及び国際関係並びに国内交流に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条の表中「行政改革推進課」を「行政管理課」に、「行政改革推進班」を「行政改革班」に、「行政管理班」を「組織管理班」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「行政改革推進課」を「行政管理課」に改める。

第24条第10号中「ふるさと沖縄寄附金」を「ふるさと寄附金」に改める。

第29条の表企画調整課の項中「企画班 計画班」を「企画班」に改め、同表交通政策課の項中「物流推進班」を「公共交通推進班」に改め、同表科学技術振興課の項中「大学院大学設置推進班」を「知的産業集積支援班」に改め、同表市町村課の項中「選挙班」を「選挙班 推進交付金支援班」に改める。

第30条第17号中「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改める。

第31条第5号中「航空路線網」を「県内離島航空路線網」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第32条の6中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 沖縄振興特別推進交付金事業（市町村）に関すること。

第33条の表県民生活課の項中「交通安全班 市民活動推進班 消費生活班」を「消費生活班 交通安全市民活動班」に改める。

第43条の見出し中「課」を「課、班及び室」に改め、同条の表医務課の項中「医務看護班」を「医務班 看護班」に改める。

第50条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく事務に関すること。

第54条の見出し中「課、班及び室」を「課及び班」に改め、同条中「班及び室」を「班」に改め、同条の表中「班等名」を「班名」に、「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に改め、同表水産課の項中「栽培流通班 全国豊かな海づくり大会推進室」を「栽培流通班」に改める。

第55条（見出しを含む。）中「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に改め、同条第10号中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

第65条第24号中「水産業改良普及センター及び」を削る。

第67条の表中

産業政策課	総務班 産業企画人材班 産業基盤班	を
新産業振興課	新産業支援班 バイオ産業振興班	
商工振興課	工業振興班 工芸産業班 商業物産班 工芸技術支援センター	

産業政策課	総務班 産業企画人材班 新産業支援班 産業基盤班
国際物流推進課	物流推進班 国際物流拠点班

ものづくり振興課	製造産業班 工芸・ファッショング産業班 バイオ産業班	に改
中小企業支援課	支援班 金融班	」

め、同表経営金融課の項を削る。

第69条第1号中「商工振興対策及び中小企業振興対策」を「産業振興対策」に改め、「関すること」の次に「（他部他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第9号中「沖縄県中小企業支援センター」を「産業財産権の普及奨励」に改め、同条中第19号を第25号とし、第10号から第18号までを6号ずつ繰り上げ、第9号の次に次の6号を加える。

- (10) 新産業振興対策の企画及び調整に関すること。
- (11) 産学官共同研究の推進に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 創造的中小企業創出支援事業に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 中小企業による新事業活動の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に関すること。
- (15) 技術移転の促進に関すること。

第70条を次のように改める。

（国際物流推進課の事務）

第70条 国際物流推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際物流拠点の形成及び推進に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 物流政策の推進に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 県産品の販路拡大に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 貿易の振興、促進及び情報収集に関すること。
- (5) 海外駐在に関すること。
- (6) 県内事業者等の海外展開の促進及び戦略構築に関すること。
- (7) 臨空・臨港型産業の集積に関すること。
- (8) 株式会社沖縄県物産公社に関すること。
- (9) その他国際物流の推進に関すること。

第71条（見出しを含む。）中「商工振興課」を「ものづくり振興課」に改め、同条第1号中「、工芸振興及び商業振興」を「及び工芸振興」に改め、同条第2号中「及び販路拡大」を削り、同条中第9号から第12号までを削り、第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 工業技術支援対策の企画及び調整に関すること。
- (8) 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに関すること。
- (9) 再資源化に関すること。
- (10) 株式会社トロピカルテクノセンターに関すること。

第71条第13号を次のように改める。

(13) 工芸振興センターに関すること。

第71条第14号から第18号までを削り、同条第19号中「、工芸及び商業」を「及び工芸」に改め、同号を同条第14号とする。

第73条を削る。

第72条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条を第73条の2とする。

第72条を第73条とする。

第71条の次に次の1条を加える。

（中小企業支援課の事務）

第72条 中小企業支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業振興対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 中小企業の診断及び助言に関するこ。
- (3) 中小企業の組織化支援及び育成に関するこ。
- (4) 中小企業の各種講習及び研修等に関するこ。

- (5) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (6) 沖縄県中小企業支援センターに関すること。
 - (7) 県内商業の振興に関すること
 - (8) 中小売業の振興に関すること。
 - (9) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関すること。
 - (10) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。
 - (11) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (12) 商工金融に関すること。
 - (13) 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他関係団体に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (14) 沖縄県信用保証協会に関すること。
 - (15) その他中小企業支援に関すること。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 総合就業支援拠点に関すること。

第76条の見出し中「、班及びセンター」を「及び班」に改め、同条中「及びセンター」を削り、同条の表中「班等名」を「班名」に改め、同表交流推進課の項を削る。

第77条第11号中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士及び沖縄特例通訳案内士」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 世界のウチナーンチュ大会に関すること。

第78条に次の1号を加える。

(13) 国際及び国内航空路線網の整備に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第79条を次のように改める。

第79条 削除

第87条の見出し中「及び班」を「、班及び室」に、同条中「掲げる班」を「掲げる班及び室」に改め、同条の表中「班名」を「班等名」に、「土木企画課」を「土木総務課」に改め、同表都市計画・モノレール課の項中「都市モノレール事業班」を「都市モノレール室」に改める。

第88条（見出しを含む。）中「土木企画課」を「土木総務課」に改める。

第98条中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える

(17) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

第98条の4 第2項の表中「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に、「土木企画課」を「土木総務課」に改める。

第133条の2 第2項の表沖縄県中央食肉衛生検査所の項中「那覇市 宜野湾市」を「宜野湾市」に改め
る

沖縄県南部福祉保健所	沖縄県中央保健所	総務班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班 食品衛生広域監視班	那覇市	浦添市 那覇市 島尻郡久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村及び北大東村
	沖縄県南部保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	南風原町	豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡八重瀬町、与那原町及び南風原町

沖縄県南部福祉保健所	沖縄県南部保健所	総務企画班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班	南風原町	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)
------------	----------	-------------------------------------	------	--

に改

める。

第137条第31号中「、中央保健所」を削り、同条第34号中「中央保健所」を「南部保健所」に改め、同条中第56号を削り、第57号を第56号とする。

第160条第3号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改める。

第164条第8号から第10号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第3章第6節第1款の5の款名を次のように改める。

第1款の5 水産海洋技術センター

第171条の14第1項中「水産業の改良発達」を「水産業に関する知識の普及、相談及び指導を行うとともに、水産業の改良発達・振興」に改め、同条中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

第171条の15中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に、「海洋資源・養殖班」を「海洋資源・養殖班
普及班」に改める。

第171条の16中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改め、第15号を第19号とし、第14号の次に次の4号を加える。

- (15) 水産業に関する技術の改善及び知識の普及に関すること。
- (16) 水産業の担い手及び漁村青壯年の育成に関すること。
- (17) 研修の企画及び実施に関すること。
- (18) 水産業及び漁民生活の改善に関する図書、資料、資材等の展示及び紹介に関すること。

第171条の17中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

第3章第6節第15款を次のように改める。

第15款 削除

第205条から第208条まで 削除

第3章第7節第2款の次に次の1款を加える。

第2款の2 工芸振興センター

(設置、名称及び位置)

第212条の2 人材育成、技術支援、試験開発及び販売促進支援を行い、工芸産業の発展に寄与するため、工芸振興センターを設置する。

2 工芸振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県工芸振興センター	南風原町

(所掌事務)

第212条の3 工芸振興センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工芸に関する技術者の育成に関すること。
- (2) 工芸に関する技術支援に関すること。
- (3) 工芸に関する製品開発の支援及び原材料等の調査分析に関すること。
- (4) その他工芸の振興に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

第241条第1号の表沖縄県建設工事紛争審査会の項中「土木企画課」を「土木総務課」に改める。

第241条第2号の表沖縄県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表沖縄県農政審議会の項中「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に改め、同表沖縄県

工芸産業振興審議会の項中「商工振興課」を「ものづくり振興課」に改め、同表沖縄県公共事業評価監視委員会の項から沖縄県建設業審議会の項までの規定中「土木企画課」を「土木総務課」に改める。

第249条の表秘書広報統括監の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に、「及び広報課」を「、広報課及び交流推進課」に改め、同表総務統括監の項中「行政改革推進課」を「行政管理課」に改め、同表農政企画統括監の項中「農林水産企画課」を「農林水産総務課」に改め、同表産業振興統括監の項中「新産業振興課、商工振興課及び経営金融課」を「国際物流推進課、企業立地推進課及び情報産業振興課」に改め、同表産業雇用統括監の項中「企業立地推進課、情報産業振興課」を「ものづくり振興課、中小企業支援課」に改め、同表観光政策統括監の項中「、観光振興課及び交流推進課」を「及び観光振興課」に改め、同表土木企画統括監の項中「土木企画課」を「土木総務課」に改め、同表新石垣空港統括監の項、行政管理監の項及び企画総務監の項を削り、同表看護専門監の項中「事務」の次に「並びに看護班の事務」を加え、同表工事検査指導監の項及び協同組合検査監の項中「農林水産部農林水産企画課」を「農林水産部農林水産総務課」に改め、同表事業管理監の項及び建設業指導契約監の項中「土木建築部土木企画課」を「土木建築部土木総務課」に改め、同表都市モノレール事業監の項を削り、同表中

設備事業監	土木建築部施設建築課	設備班の事務を総括する。	を
設備事業監	土木建築部施設建築課	設備班の事務を総括する。	に、
旅券センター室長	知事公室交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	」
全国豊かな海づくり大会推進室長	農林水産部水産課	全国豊かな海づくり大会推進室に関する事務を総括する。	を
旅券センター室長	文化観光スポーツ部交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	」
都市モノレール室長	土木建築部都市計画・モノレール課	都市モノレール室の事務を総括する。	に改

め、同表工芸技術支援センター室長の項を削り、同表労政・女性就業センター室長の項中「観光商工部雇用労政課」を「商工労働部労政能力開発課」に改める。

第250条の表中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

第251条第2項の表中「(中央保健所を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県振興審議会規則の一部改正)

3 沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

(沖縄県工芸産業振興審議会規則の一部改正)

4 沖縄県工芸産業振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第199号）の一部を次のように改正する。

第10条中「商工労働部商工振興課」を「商工労働部ものづくり振興課」に改める。

(沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

- 5 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第6条並びに第11号様式及び第11号様式の2中「沖縄県水産業改良普及センター」を「沖縄県水産海洋技術センター」に改める。
(沖縄県職務発明等に関する規則の一部改正)
- 6 沖縄県職務発明等に関する規則（平成9年沖縄県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第17条第4項中「農林水産企画課長」を「農林水産総務課長」に改める。
(沖縄県農政審議会規則の一部改正)
- 7 沖縄県農政審議会規則（平成10年沖縄県規則第62号）の一部を次のように改正する。
第8条中「農林水産部農林水産企画課」を「農林水産部農林水産総務課」に改める。
(沖縄県外部監査人の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)
- 8 沖縄県外部監査人の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成11年沖縄県規則第27号）の一部を次のように改正する。
第2条中「沖縄県総務部行政改革推進課」を「沖縄県総務部行政管理課」に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第28号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2福祉保健所長の項委任事項の欄第26号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同表総合精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄第2号から第6号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表保健所長の項委任事項の欄第25号から第33号までを次のように改める。

25から33まで 削除

別表第2保健所長の項委任事項の欄第66号中「中央保健所」を「中部保健所」に改め、「、中部保健所」を削り、同欄第66号の2中「中央保健所」を「中部保健所」に改め、「、中部保健所」を削り、同欄第68号の2中「中央保健所」を「中部保健所」に改め、「、中部保健所」を削り、同欄第71号中「中央保健所」を「中部保健所」に改め、「、中部保健所」を削り、同欄第72号の次に次の1号を加える。

72の2 食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）第9条の規定に基づき、飲食店営業等の営業の許可に係る申請手数料を減額し、又は免除すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第73号から第79号の14までの規定中「中央保健所」を「南部保健所」に改め、同欄第82号の36の次に次の1号を加える。

82の36の2 自動車リサイクル法第59条において準用する自動車リサイクル法第47条の規定に基づき、フロン類回収業者登録簿を閲覧に供すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第140号の7を同欄140号の24とし、同欄第140号の6中「第15条の4」の次に「（同令第142条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第140号の23とし、同欄140号の5を同欄140号の22とし、同欄第140号の4の6を同欄第140号の15とし、同号の次に次の6号を加える。

140の16 薬事法施行令第8条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳を整備すること。

140の17 薬事法施行令第15条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造業許可台帳を整備すること。

140の18 薬事法施行令第19条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の承認台帳を整備すること。

140の19 薬事法施行令第48条の規定に基づき、薬局、店舗販売業、特例販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器の販売業及び賃貸業の許可台帳を整備すること。

140の20 薬事法施行令第19条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の承認台帳を整備すること。

140の21 薬事法施行令第48条の規定に基づき、薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可台帳を整備すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第140号の4の5を第140号の14とし、第140号の4の4を第140号の13とし、第140号の4の3を第140号の12とし、第140号の4の2を第140号の11とし、第140号の4を第140号の10とし、同欄第140号の3中「第3項」を「第4項」に改め、同号を同欄第140号の9とし、同欄中第140号の2の2を第140号の8とし、第140号の2を第140号の7とし、同欄第140号中「(昭和35年法律第145号)」を削り、同号を同欄第140号の2とし、同号の次に次の4号を加える。

140の3 薬事法第14条第10項の規定に基づき、薬事法施行令第3条第3号に規定する医薬品(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売の承認された事項について、軽微な変更の届出を受理すること。

140の4 薬事法第14条の9第1項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受理すること。

140の5 薬事法第14条の9第2項の規定に基づき薬局製造販売医薬品の製造販売の届け出た事項を変更する届出を受理すること。

140の6 薬事法第19条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の休廃止等の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第139号の4の次に次の1号を加える。

140 薬事法(昭和35年法律第145号)第8条の2第1項及び第2項の規定に基づき、薬局に関する情報の報告を受理すること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の2中「(同法第27条において準用する場合を含む。)」を削り、同欄第2号の3中「第12条第2項」を「第12条第1項及び第2項」に改め、「製造販売業」の次に「許可をし、及び」を加え、同欄第2号の4中「第13条第3項」を「第13条第2項及び第3項」に改め、「製造業」の次に「許可をし、及び」を加える。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の16中「(許可の更新に係るものに限る。)」を削り、同号を同欄第2号の27とし、同号の次に次の2号を加える。

2の28 薬事法施行令第12条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造業の書換え交付をすること。

2の29 薬事法施行令第13条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造業の再交付をすること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の15中「(許可の更新に係るものに限る。)」を削り、同号を同欄第2号の24とし、同号の次に次の2号を加える。

2の25 薬事法施行令第5条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付をすること。

2の26 薬事法施行令第6条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付をすること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の14中「薬局の開設」の次に「、薬局製造販売医薬品の製造販売業、薬局製造販売医薬品の製造業」を加え、同号を同欄第2号の23とし、同欄第2号の13中「薬局開設者」の次に「、薬局製造販売医薬品の製造販売業者、薬局製造販売医薬品の製造業者」を加え、「店舗管理者」を「総括製造販売責任者、製造責任者、店舗管理者」に改め、同号を同欄第2号の21とし、同号の次に次の1号を加える。

2の22 薬事法第74条の2の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売の承認を取り消し、承認を与えた一部の事項について変更を命ずること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄中第2号の12の2を第2号の20とし、第2号の12を第2号の19とし、同欄第2号の11中「第72条第4項」を「第72条第3項及び第4項」に改め、「薬局開設者」の次に「、薬局製造販売医薬品の製造業者」を加え、同号を同欄第2号の18とし、同欄中第2号の10を第2号の15とし、同号の次に次の2号を加える。

2の16 薬事法第69条第3項の規定に基づき、必要な報告を徴し、構造設備等について立入検査をさせ、関係者に対して質問をさせ、又は収去を命ずること。

2の17 薬事法第71条の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対し、検査を受けるべきことを命ずること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の9を第2号の14とし、同欄第2号の8の2中「第35条第3項」を「第35条第3項ただし書」に改め、同号を同欄第2号の13とし、同欄中第2号の8を第2号の12とし、第2号の7の3を第2号の11とし、第2号の7の2を第2号の10とし、同欄第2号の7中「第28条第3項」を「第28条第3項ただし書」に改め、同号を同欄第2号の9とし、同欄中第2号の6を第2号の8とし、第2号の5を第2号の7とし、同欄第2号の4の次に次の2号を加える。

2の5 薬事法第14条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売を承認すること。

2の6 薬事法第14条第9項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売について承認された事項の一部の変更を承認すること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第7号及び第8号を削り、同欄第9号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第10号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第11号中「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第12号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第14号中「12まで」を「21まで」に改め、同号を同欄第23号とし、同欄第13号中「12まで」を「21まで」に改め、同号を同欄第22号とし、同号の前に次の11号を加える。

11 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第29条の規定に基づき、麻薬の廃棄の立会いを行うこと。

12 麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定に基づき、麻薬取扱者等から必要な報告をさせ、麻薬業務所等に立入検査をさせ、関係者に対して質問させ、又は麻薬等の収去を命ずること。

13 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第21条の規定に基づき、大麻取扱者等から必要な報告をさせ、栽培地等に立入検査をさせ、又は大麻の収去を命ずること。

14 あへん法（昭和29年法律第71号）第44条第2項の規定に基づき、けし栽培者等から必要な報告をさせ、けし栽培地等に立入検査をさせ、関係者に対して質問させ、又はあへん等の収去を命ずること。

15 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第22条の2の規定に基づき、覚せい剤の廃棄の立会いを行うこと。

16 覚せい剤取締法第24条第3項の規定に基づき、覚せい剤の廃棄の立会いを行うこと。

17 覚せい剤取締法第30条の13の規定に基づき、覚せい剤原料の廃棄の立会いを行うこと。

18 覚せい剤取締法第30条の15第3項の規定に基づき、覚せい剤原料の廃棄の立会いを行うこと。

19 覚せい剤取締法第31条の規定に基づき、覚せい剤製造業者等から必要な報告をさせること。

20 覚せい剤取締法第32条第1項の規定に基づき、覚せい剤製造所等に立入検査をさせ、関係者に対して質問させ、又は覚せい剤等の収去を命ずること。

21 覚せい剤取締法第32条第2項の規定に基づき、覚せい剤原料製造所等に立入検査をさせ、関係者に対して質問させ、又は覚せい剤原料等の収去を命ずること。

別表第2水産海洋研究センター所長の項「水産海洋研究センター所長」を「水産海洋技術センター所長」に改める。

別表第2中央卸売市場長の項委任事項の欄第1号を削り、同欄第2号中「沖縄県中央卸売市場条例」の次に「（昭和59年沖縄県条例第1号）」を加え、同号を同欄第1号とし、同欄中第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を削り、第14号を第9号とし、第15号から第18号までを5号ずつ繰り上げ、第19号を削り、第20号を第14号とし、第21号を第15号とし、第22号を削り、第23号を第16号とし、第24号から第26号までを7号ずつ繰り上げ、第27号及び第28号を削り、第29号を第20号とし、第30号から第32号までを9号ずつ繰り上げる。

別表第2工業技術センター所長の項の次に次のように加える。

工芸振興センター所長	1 沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年沖縄県条例第72号）第9条の規定に基づき、製造業者及び販売を営む者に対し、必要な報	1 沖縄県伝統工芸産業振興条例第1条の規定に基づき、染織及び木漆工等に関する技術者などの研修を実施すること。
------------	--	--

告をさせ、又は検査員等に工場等に立ち入らせ、必要な調査を行うこと。

別表第2職業能力開発校長の項専決事項の欄第2号中「第4号」を「第5号」に改め、同欄第3号中「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第21号中「並びに」を「及び」に改める。

第6条第18号に次のように加える

カ 1件7,000万円以上の公有財産の購入に係る委託料、1件3億円以上の工事請負費、1件7,000万円以上の公有財産購入費、1件1,000万円以上の投資及び出資金及び法律上その義務に属する損害賠償金の支出負担行為の決定をすること。

第6条の2第18号ア中「並びに補償及び補填金」を「及び補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）」に改め、「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同号イからオまでの規定中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加える。

第8条第2項第39号キ中「委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費」を「1件500万円未満の委託料、1件5,000万円未満の工事請負費、1件1,000万円未満の公有財産購入費、1件500万円未満の備品購入費」に、「補償補填及び賠償金、投資及び出資金、寄附金並びに」を「補償、補填及び賠償金、1件100万円未満の投資及び出資金及び」に改め、同号ク中「補償補填及び賠償金」を「補償、補填及び賠償金」に、「並びに」を「及び」に改める。

第9条中「及び班長」の次に「（班長が置かれてない課（班に属しない職が置かれている場合を含む。）にあっては、課長が指定した者）」を加え、同条第3号中「支出負担行為（）」の次に「第6条第18号カ、第6条の2第18号アからオまで及び」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（知事決裁事項並びに部長等及び統括監専決事項に係る主管課長の審査）

第9条の2 第5条第21号に規定する予算執行、第6条第18号オ及びカに規定する予算執行及び支出負担行為並びに第6条の2第18号アからオまでに規定する予算執行及び支出負担行為の事務については、主管課長に回議し、及びその審査を受けなければならない。

別表第1中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に、

「建築都市統括監
新石垣空港統括監」を「建築都市統括監」に改める。

別表第2中「行政管理監
企画総務監
跡地対策監」を「跡地対策監」に、

「監査指導監」を「監査指導監
看護専門監」に、
 「港湾開発監
都市モノレール事業監」を「港湾開発監」に改める。
 別表第2の2中「財政企画監
看護専門監」を「財政企画監」に改める。

別表第2の3を次のように改める。

別表第2の3（第2条関係）

旅券センター室長
行政情報センター室長
保育対策室長
都市モノレール室長
職員健康管理センター室長
労政・女性就業センター室長

別表第3総務部の表行政改革推進課の項課名の欄中「行政改革推進課」を「行政管理課」に改め、同表総務部の表財政課の項知事決裁事項の欄第2号中「第121条」を「第121条第1項」に改め、同欄第5号を次のように改める。

5 自治法第177条第1項又は第2項の規定に基づき、法令により負担する経費等を削除し若しくは減額する議決を再議に付し、又はその経費等及びこれに伴う収入を予算に計上すること。

別表第3総務部の表財政課の項知事決裁事項の欄中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 自治法第179条第4項の規定に基づき、必要と認める措置を講ずる旨を議会に報告すること。

別表第3総務部の表財政課の項部長等専決事項の欄中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

1 自治法第121条第1項の規定に基づき、知事及びその委任を受けた説明員が出席すべき日時に議場に出席できないことを議長に届け出ること。

別表第3福祉保健部の表障害保健福祉課の項部長等専決事項の欄第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同項統括監専決事項の欄第1号から第8号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第3商工労働部の表商工振興課の項課名の欄中「商工振興課」を「ものづくり振興課」に改め、同項部長等専決事項の欄第3号から第5号までを削り、同項統括監専決事項の欄第3号を削る。

別表第3商工労働部の表経営金融課の項課名の欄中「経営金融課」を「中小企業支援課」に改め、同項部長等専決事項の欄に次の3号を加える。

7 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第86条の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

8 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。）第10条の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。

9 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。

別表第3商工労働部の表経営金融課の項統括監専決事項の欄第17号中「昭和50年沖縄県規則第11号」を「平成24年沖縄県規則第64号」に改め、同欄に次の1号を加える。

20 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停をすること。

別表第3商工労働部の表労能力開発課の項部長等専決事項の欄第4号中「第42条」を「第41条」に改める。

別表第3土木建築部の表土木企画課の項課名の欄中「土木企画課」を「土木総務課」に改める。

別表第4知事決裁事項の欄中第28号を第29号とし、第4号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 自治法第179条第4項の規定に基づき、必要と認める措置を講ずること。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「産業政策課」を「国際物流推進課」に、「水産業改良普及センター」を「水産海洋技術センター」に改め、同表沖縄県ダム事務所の項中

伊平屋村字我喜屋	伊平屋村	我喜屋ダム管理に関すること。
----------	------	----------------

伊平屋村字我喜屋	伊平屋村	我喜屋ダム管理に関すること。
久米島町字比嘉	久米島町	儀間ダム管理に関すること。

を

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県海洋深層水総合利用推進会議の項中「農林水産部農林水産企画課」を「農林水産部農林水産総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

新石垣空港課設置規程及び沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

新石垣空港課設置規程及び沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 新石垣空港課設置規程（平成3年沖縄県訓令第21号）

(2) 沖縄県新石垣空港建設事務所設置規程（平成21年沖縄県訓令第2号）

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---